

令和5年10月3日  
尾張旭市教育委員会御中

尾張旭市教職員団体あさびい

### 令和5年度市交渉について

下記の議案にて交渉致したく、宜しくお願い致します。

#### 記

1、市内で労働時間の多い学校と少ない学校の差が大きいが、市教委は違法残業を放置している校長に対し、しっかりと指導はしているのか。具体的にどんな指導をしているのか。また、それは十分な指導であると考えているのか。

2、1、に関し、なぜ違法残業が多いところはずっと違法残業は減らないのか、教えていただきたい。市教委として、こういった問題のある学校や校長を看過している理由も教えていただきたい。

3、違法残業を放置している校長や働き方改革に消極的な能力の低い校長に対し、市教委としてどのような研修や働きかけをしているのか。また、それで十分なのか。

4、働き方改革に消極的なやる気のない校長や教頭をヒラ教員に降格してもらうよう、市教委として働きかけていただきたいが可能か。

5、給食のエプロンについて、全ての学校でエプロンは共有して使用されている。今後は各個人がエプロンを購入をして使っていく時代に来ていると考えているが、市としてどのように考えているか。率先してそのような形に市内統一して持って行ってほしいがどうか。

6、市内小学校の理科ノートが年初市費で購入されている。発行元の振興会は一任意団体にすぎないが、学閥校長の天下り先として退職校長を受け入れている実態があり、振興会の利権が公教育に及んでいるとの批判も根強い。理科ノートを市が一括して購入するようになった背景を教えていただきたい。素人教員が作った理科ノートではなく、他社のプロの教材屋の作った理科ノートの方がカラーや図解が豊富で分かりやすいので、他社の理科ノートを市費で購入したいのだが可能か。来年度から可能であれば、他社のものを副教材として検討したいが、フェアな選定は可能か。

7、他市でプールの水が無駄に出され、校長と教員に対し私費で負担させる事件があったが、尾張旭市でも体育主任や体育部にプールの管理を押し付けている状況なのか、教えていただきたい。当組合の聞き取りによると、市内学校では、授業に間に合わせるために始業前からプールの操作をしている実態があった。それは明らかな違法労働である。管理職の終業時刻に関する理解の低さに呆れている。改めて管理職に対し、市教委から指導を行うようお願いしたいが可能か。上記と今回の事件から、一般のヒラ教員がプールの水を管理するのではなく、原則管理職によるプール設備を管理していく方が責任の所在を明確にでき、時間外の違法労働をなくせると思うが、市教委の見解を示していただきたい。現行を推す場合、上記の課題の解決法を我々に示したうえで、管理職に周知していただきたい。

8、教育フォーラムは金と時間の無駄であると考えているが、廃止・縮小する予定はないのか。また、席を埋めるためにPTAの方々に出席の協力依頼をしているという話だが、どれくらいの人員がPTAから参加しているのか。それに関し、問題であると、捉えていないのか。

9、振興会の本販売のためのチラシ配りや、本の注文の受注を教員が行なっている実態を市教委は把握しているのか。今後そういったことがないようにしていただきたいが可能か。

10、夏休みの作品募集については、なかなか業務削減ができていない。読書感想文、JAの書写、尾書研等の窓口として機能させられるのは、問題であると捉えているがどうか。なぜ、教員が外部団体の作品募集の斡旋を行い、また業務協力しないといけないのか。市教委が率先して、作品募集を減らしていくように取り組んでいただきたいが可能か。

11、依然として学閥（教友会であることもある）を中心とした内輪の口利きで、校務主任、教務主任、教頭、校長の選定が行われているように見受けられるが、そういった事態を改善していくつもりはないのか。また、こういったお友達の口利き人事が、無能な管理職を量産しているように見受けられるがどうか。

12、市内ではたくさんの休職者がいる。その方々においては、復職プログラムを受けたくない人もいると思うが、復職プログラムは受けなくなったら受けなくてもいいのではないのか。文科省の公開資料を見ると、全国的に強制をしていないという立場である教育委員会も多く、愛知県もその立場をとっているように見受けられるがどうか。そうであれば、休職者によっては復職プロ

グラムが必要ない人もいると思うので、復職プログラムを希望しない人がスムーズに復職プログラムを受けずして復帰できるように配慮していただきたいがどうか。（組合としては全ての復職プログラムを否定するものではないが、自尊心を傷つける復職プログラムになってしまうこともあり、かえって復職のハードルを上げてしまう実態も見受けられ、それに関しては問題視している。）

13、市内小中学校に設置された教室のテレビは老朽化が進んでいるが、早急に新しいものに変えていって欲しいがどうか。

14、働き方改革のため、日直業務を校長が行っていただくよう、市教委が働きかけていただきたいが可能か。本来、管理的な仕事であり、授業を担う教員の職務ではない。日直が定時に帰れなかったり、休憩時間に日直業務をしてしまったといった事例が頻出している。

15、金管バンド部の廃止について、市内の某小学校では教頭と金管の外部講師だけで部活が回るようになり、教員がブラスバンド部を持つことはなくなった。こういった事例を市内全域に広がるように働きかけていただきたいが可能か。

16、学校でのフッ素洗口について

旭丘小学校では11月から希望する児童に対して、朝の会の時間を利用して、フッ素洗口が行われる予定です。その導入にあたって、校長より「市教委としてもフッ素洗口を行う学校を増やしていきたいと言われている」という説明がありました。

①市教委として、フッ素洗口を行う学校を増やしていきたいという意向はあるのか。

②「増やして行く意向がある」場合、その理由は何か。

③文部科学省のフッ素洗口に関する事務連絡（後ほど添付します）には、「教職員の負担軽減に配慮する」とあるが、フッ素洗口を学校が実施するに当たって各学校が抱えている学校外の業務（※）を何か削減する予定はあるか（※就学時検診への教員・支援員派遣、登下校の対応、プールの管理、夏休みの作品募集など）。

【学校における集団フッ化物洗口について】

[https://www.nichigakushi.or.jp/dentist/notice/pdf/fukkabutu\\_monka.pdf](https://www.nichigakushi.or.jp/dentist/notice/pdf/fukkabutu_monka.pdf)

## 17、夏休みの作品募集について

平成31年3月に柴山文部大臣（当時）より「学校における働き方改革の推進について（後ほど添付します）」という文書が出されています。その中に「作文・絵画コンクール等について、学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない、また、学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと」とありますが、文書が出されてから5年が経過しているにも関わらず、夏休みの作品応募では校内審査が要件のもの、参加人数・参加者氏名の取りまとめが必要なコンクールが複数存在しています。

①この文書の内容についての関係機関（※）への周知は行なっているか。

（※）赤い羽根 共同募金会・社会福祉協議会

税（書写）尾東納税貯蓄組合

僕の意見 健全育成ポスター 少年センター

選挙ポスター 尾張旭市選挙管理委員会

社会を明るくする運動 愛知県推進委員会

尾書研（書写） 尾教研国語部会

自由研究 尾張旭市教育委員会★

読書感想文 尾張旭市教育委員会★等

② 上記★の市教委主催のコンクールについては、上記文書の内容に即したコンクールの実施を来年度より行う（学校の手を介さない作品募集の呼びかけ、市教委による独自審査、学校の手を介さない参加賞の配布など）ことが可能であると考えられるが、そのような対応を実施する予定はあるか。

③ 上記②の対応が行えない場合、その理由は何か。

【学校における働き方改革の推進について】

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/07/25/1419589\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/25/1419589_2_1.pdf)

## 18、旭丘小学校の休憩室が未設定の件について

旭丘小学校ではかつて、「研修室」が職員の休憩室として設置されていました。しかし、コロナが始まった頃から、研修室が発熱した児童の待機場所として利用され、職員の休憩室として利用できない期間がありました（特に13時15分～30分の昼休憩）。現在、発熱待機場所としての利用は減りましたが、スクールカウンセラーと保護者の面談場所に指定されており、休憩時間に休憩室

を利用できない状況が定期的に継続して発生しています。衛生小委員会でも議題に挙げていただいたのですが、どの部屋を休憩室とするのかは「検討中」のまま、代替の部屋の指定もされていません。休憩室の設置は労働安全規則上、努力義務であり、以前に確保されていた部屋が確保されていない状況が続いているのは大変残念です。

①市教委として、旭丘小学校の休憩室が未設定の件（または利用できない場合が定期的に継続して発生している状態）について把握しているか。

②「把握している」ならば、休憩室の設置及び休憩時間中の休憩室の自由利用について、旭丘小学校に対して指導助言等を行う予定はあるか。また、行わないとする場合、その理由は何か。